

**第六次廃棄物処理計画 別冊  
第二次滋賀県食品ロス削減推進計画  
～三方よしと県民総参加でフードエコ～  
(素案)**

【素案の構成】

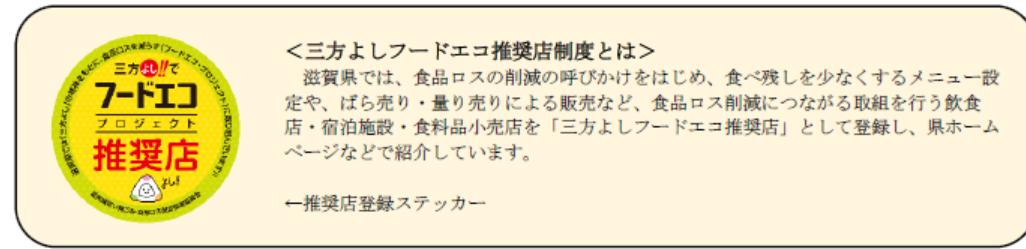
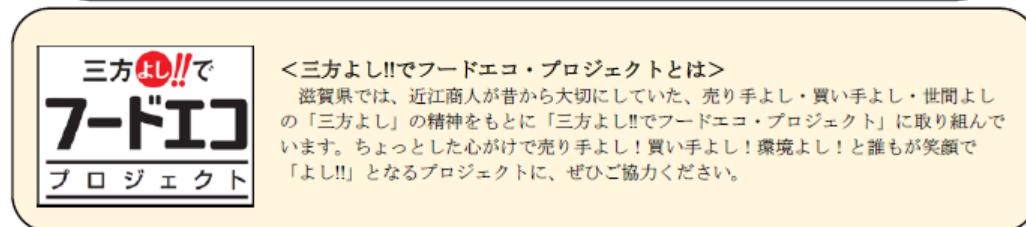
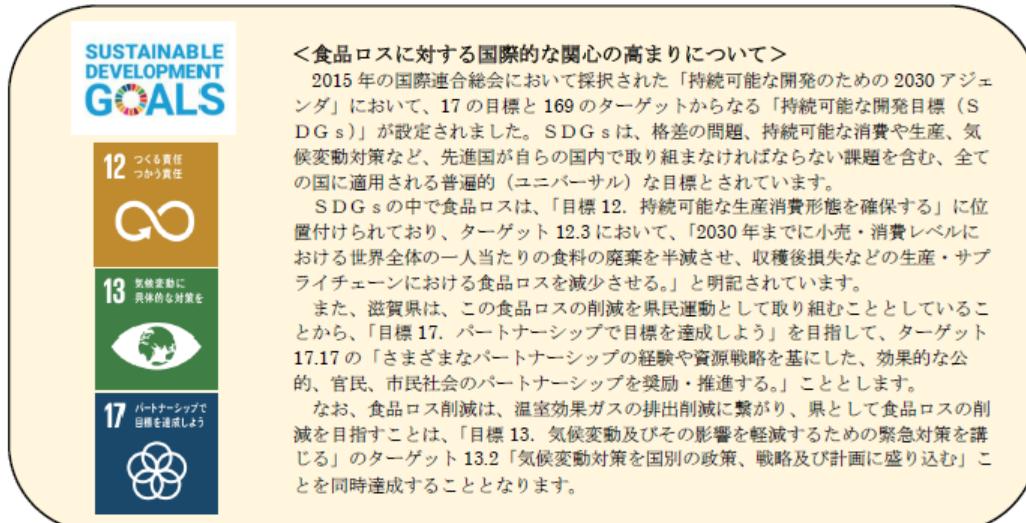
<b>前回の本部会の審議結果などを基に記載</b>	1 計画の策定趣旨.....	1
	(1)計画策定の趣旨.....	1
	(2)計画の位置付け.....	2
	(3)計画期間.....	2
	2 食品ロスに関する現状と課題.....	3
(1)食品ロスの現状.....	3	
(2)県民の意識の状況.....	6	
(3)目標の達成状況.....	9	
(4)目標の達成状況を踏まえた課題.....	10	
3 計画の理念と目標、施策の方向性.....	11	
(1)計画の理念.....	11	
(2)計画の目標.....	11	
(3)施策の方向性.....	11	
4 食品ロス削減の取組.....	12	
(1)基本的施策.....	12	
(2)各主体に求められる役割と取組.....	13	
5 計画の推進体制および進行管理.....	13	
(1)推進体制.....	13	
(2)進行管理.....	13	

1 1 計画の策定趣旨等

2 (1) 計画策定の趣旨

3 現行計画が令和7年度（2025年度）に終期を迎えることから、これまでの食品ロスの状況や第一次  
4 計画の達成状況、関係政策の動向等も踏まえて策定するもの。

5



6

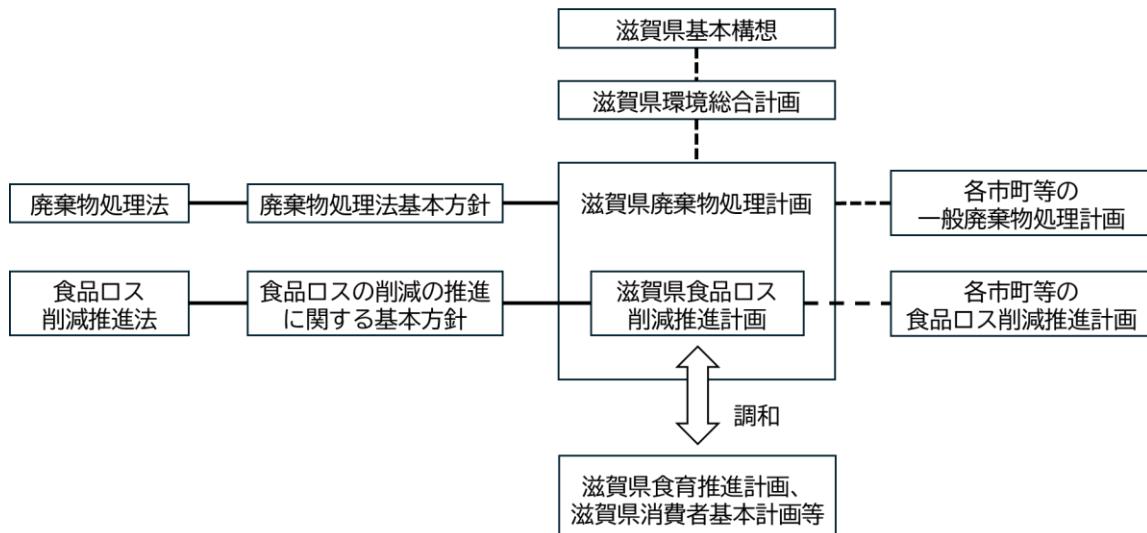
7

8

1 (2) 計画の位置付け

2 食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」、  
3 「都道府県食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定する計画。  
4 第六次滋賀県廃棄物処理計画の別冊として位置付ける。

5 <法律> <国の計画等> <県の計画> <各市町の計画>



7 図1 主な関係法令・関係計画等との関係  
8

9 (3) 計画期間

10 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

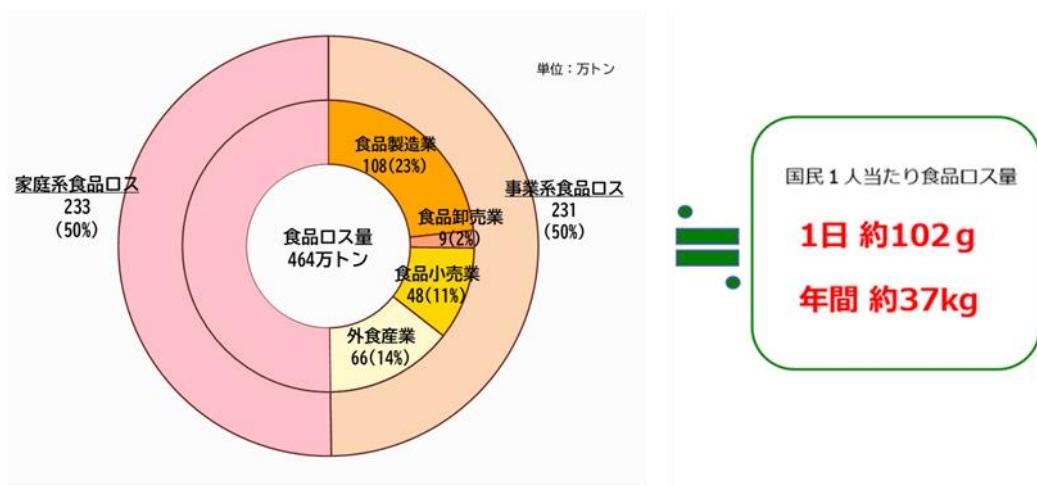
11

## 2 食品ロスに関する現状と課題

## (1) 食品ロスの現状

## ア 全国の状況

- ・国全体で食品ロス量は年間 464 万トン（令和 5 年度（2023 年度）推計）と推計され、国民 1 人当たり 1 日約 102 g 発生しており、発生量の内訳は、事業系食品ロス量が約 231 万トン、家庭系食品ロス量が約 233 万トンと推計。
  - ・令和 5 年度（2023 年度）の食品ロス量は年間約 4 兆円の経済損失、約 1,050 万トン-CO<sub>2</sub>に相当（消費者庁と農林水産省、環境省の推計）。



(資料: 食品口数量(令和5年度(2023年度)推計) 農林水産省資料より)

図2 全国の「食品口数量」（令和5年度推計）

## イ 滋賀県の現状

(ア) 家庭系食品ロスの発生状況

### a 食品ロスの発生量について

- ・県全体では3Rや適正処理に係る各種施策の推進の結果、令和5年度（2023年度）における一般廃棄物の家庭系1人1日当たりごみ排出量は560gまで減少。

(単位: g)

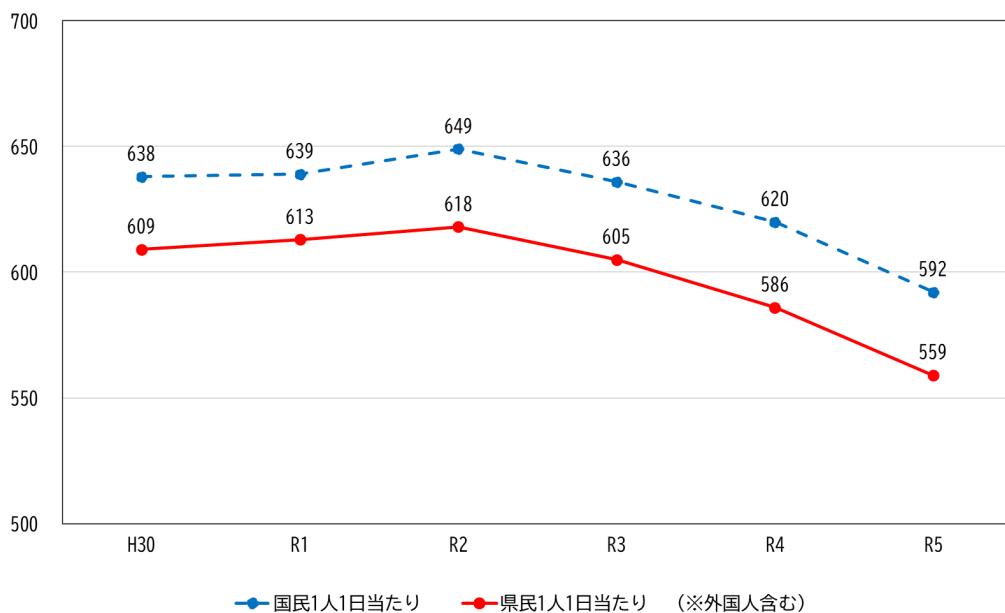


図3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（一般廃棄物）

- 本県の令和5年度(2023年度)の家庭系食品ロスの発生量は、年間約2.4万トンと推定され、県民1人当たり年間約17kg発生しており、全国の状況と比較するとやや少ない。
- 一方で、依然としてまだ食べることができる食品が多く捨てられている状況。
- 捨てられた食品にかかる処理費用は、年間約13億9千万円と推計され、その原資として税金が使われていることから、食品ロスは私たちの生活に大きく影響。

滋賀県の家庭系食品ロス量  
(令和5年度統計)

年間 約2.4万トン

県民1人当たり家庭系食品ロス量

年間 約17kg

1日 約47g

【参考】全国の家庭系食品ロス量  
(令和5年度統計)

年間 約233万トン

国民1人当たり家庭系食品ロス量

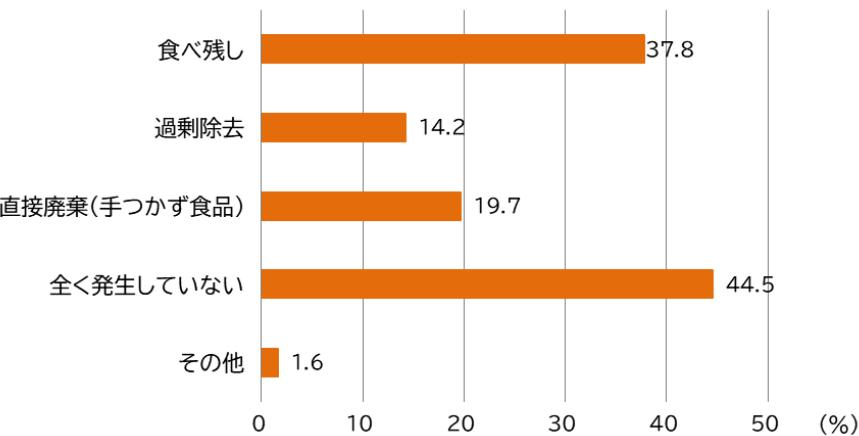
年間 約19kg

1日 約51g

処理費用：年間 約13億9千万円

1 b 食品ロスの発生要因について

- 2 ・令和7年度（2025年度）に実施した調査では、食品ロスが発生している要因は、「食べ残し」  
3 「直接廃棄（手つかず食品）」「過剰除去」の順に割合が高い。



4 (資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000)

5  
6 図4 家庭での食品ロス発生状況

7  
8 (1) 事業系食品ロスの発生状況

- 9  
10 ・本県の食品廃棄物等多量発生事業者（以下「多量発生事業者」という。）から発生している食品  
11 ロスの年間発生量は、業種別の内訳をみると、全国と比較して食品製造業と食品小売業の割合  
12 が高いため。  
13 ・食料品小売店や飲食店に対して「三方よしフードエコ推奨店」の登録を呼び掛け、自主的な取  
14 組を促進することが食品ロス削減に繋がると推測。

15 表1 食品廃棄物等多量発生事業者食品ロスの年間発生量（令和5年度推計値）

16 (単位: t)

業種区分	全国		滋賀県	
	年間発生量	割合	年間発生量	割合
食品産業計	1,817,212	100.00%	11,541	100.00%
食品製造業	1,061,070	58.39%	4,733	41.01%
食品卸売業	52,461	2.89%	58	0.50%
食品小売業	421,686	23.21%	3,835	33.23%
外食産業	281,995	15.52%	2,915	25.26%

17 (資料：全国…農林水産省資料より。滋賀県…農林水産省資料から推計。)

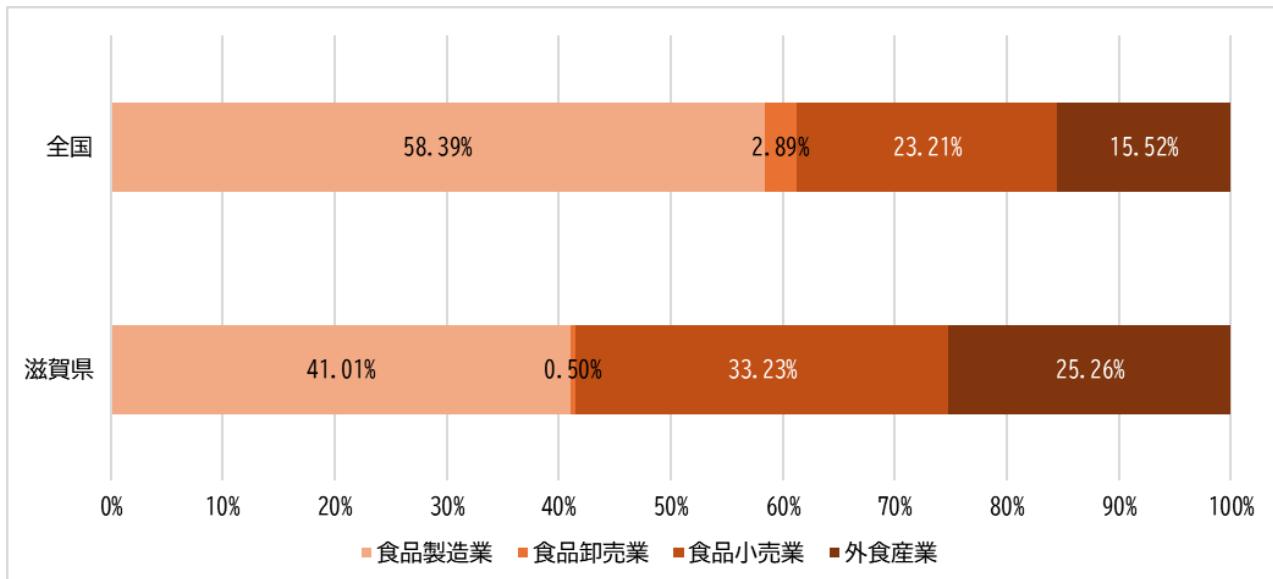
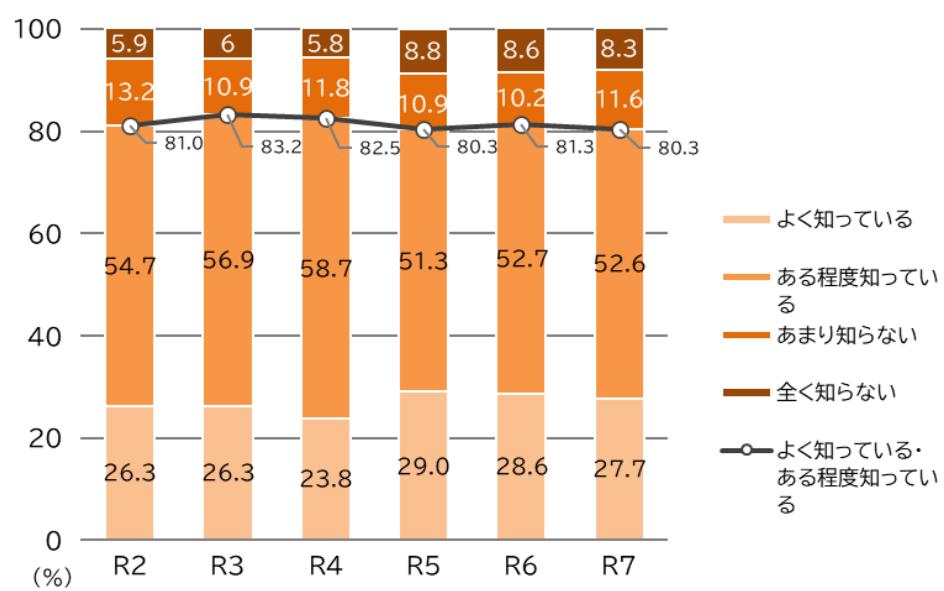


図5 食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量業種別割合（令和5年度推計値）

## (2) 県民の意識の状況

### ア 食品ロス問題の認知度

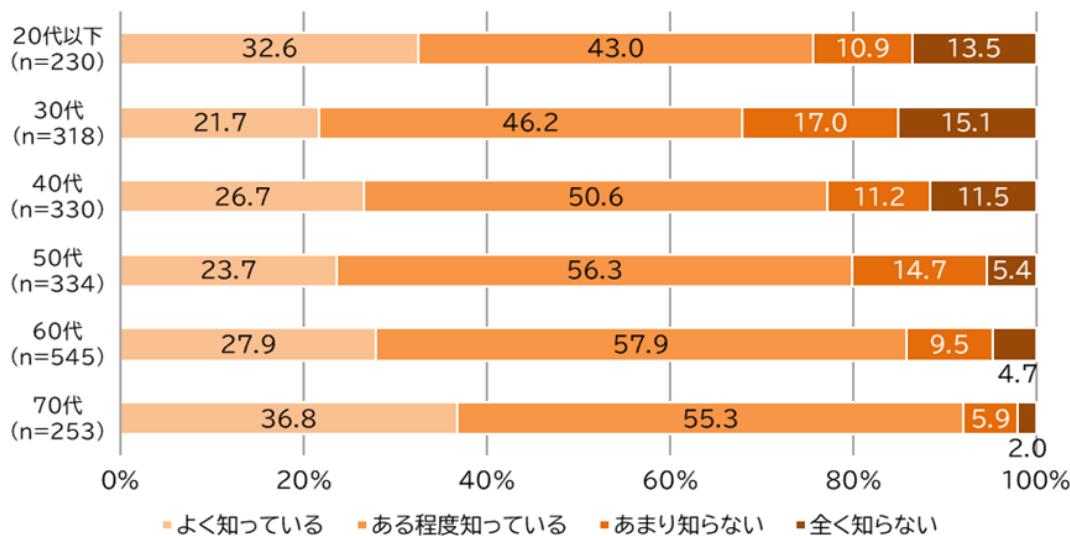
- 回答した人の約80%が食品ロスの問題を認知。
- 食品ロス問題の認知度は第一次計画の目標には達しておらず、さらに認知度を高め、実践行動を促進していく必要がある。



（資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000）

図6 食品ロスの問題についての認知度

- 1 · 年代別に見ると、30代～70代にかけては年代が高いほど、食品ロス問題の認知度が高い傾向。  
 2 ·若い世代により周知していくことが必要。



（資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000）

図7 食品ロスの問題についての認知度（年代別）

#### イ 食品ロスを減らすための取組状況

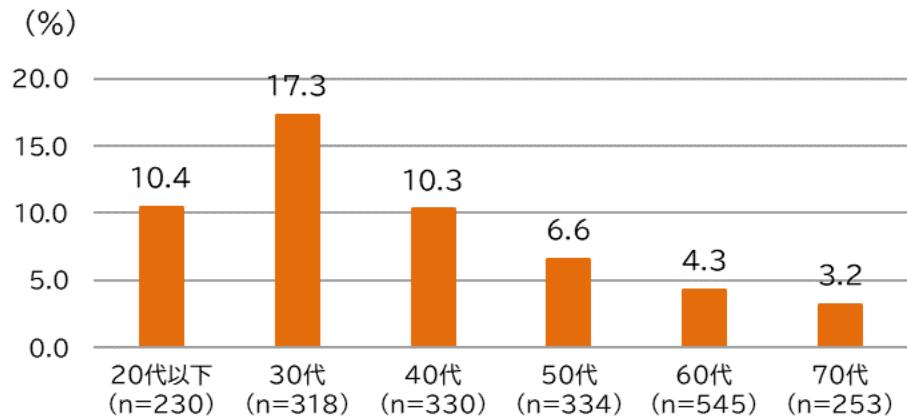
- ・個々人における食品ロス削減の取組としては、「残さずに食べる（71.7%）」や「冷凍保存を活用する（51.6%）」、「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する（50.5%）」、「料理を作り過ぎない（44.7%）」、「飲食店等で注文し過ぎない（28.5%）」の順に多い。



（資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000）

図8 「食品ロス」を減らすために取り組んでいること

- 1  
2  
3
- ・「取り組んでいることはない」を選択した割合は、若い世代で高い傾向。
  - ・若い世代に取り組んでもらえるよう働きかけていくことが重要。



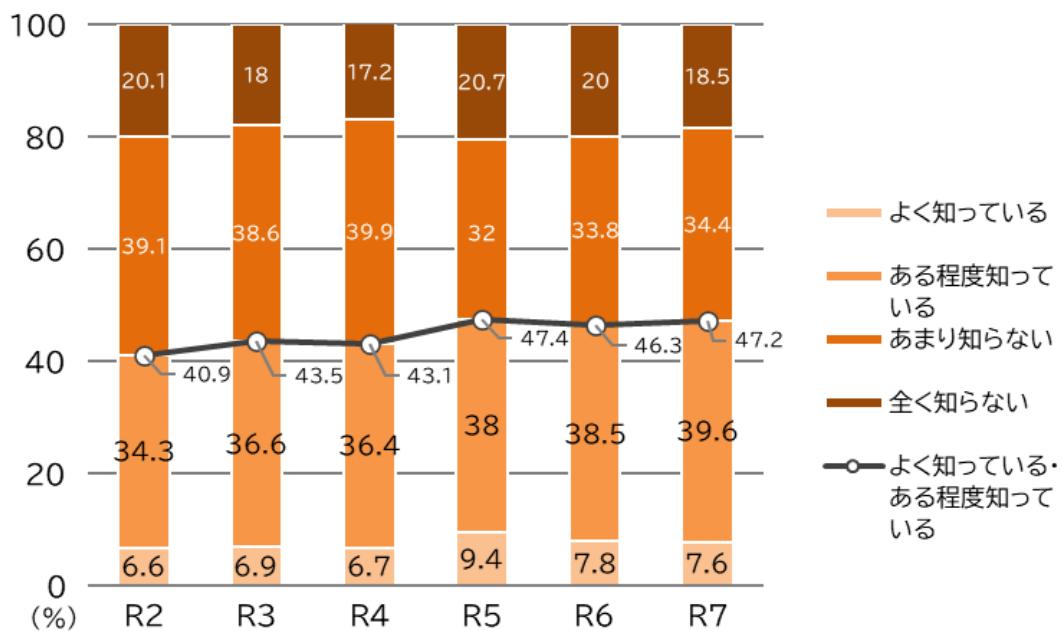
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13

(資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000)

図9 「取り組んでいることはない」を選択した割合（年代別）

#### ウ フードバンク活動の認知度

- ・認知度は増加傾向であるが、依然半数以下である。
- ・フードドライブの中核であるフードバンクについて、その認知度を向上し、まだ食べられるが捨てられている食品を減らし、食品の確保に困られている方に提供することで福祉の増進にもつなげる必要がある。

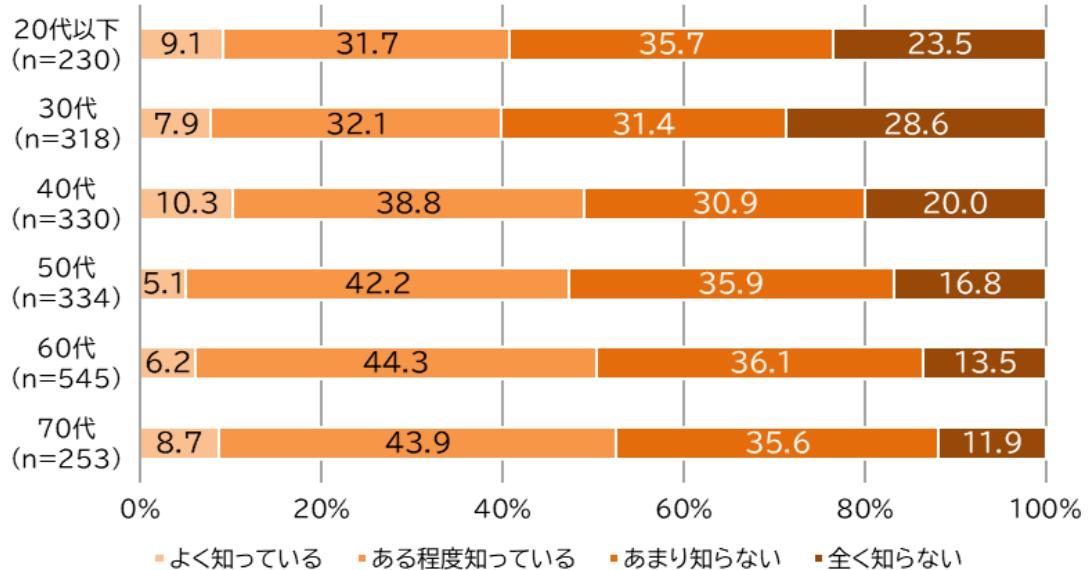


14  
15  
16  
17

(資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000)

図10 フードバンク活動についての認知度

1 · 30代～70代にかけては年代が高いほど、フードバンク活動の認知度が高い傾向。



2 (資料：県民 Web アンケート調査、n=2,000)

3 図11 フードバンク活動についての認知度（年代別）

### 4 (3) 目標の達成状況

5 表2 目標の達成状況

指標	定義	単位	実績値				計画目標値		達成状況
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R12 (2030)	
家庭系食品ロスの年間発生量	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	万t	2.5	2.6	2.4	(集計中)	2.5 (R5)	2.1	○
事業系食品ロスの年間発生量	県内の食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量	t	11,869	11,477	11,541	(集計中)	11,730 (R5)	10,590	○
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合	%	83.2	82.5	80.3	81.3	90	—	×
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合※	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	%	80.7	80.5	78.4	78.6	80	—	×
食品ロス削減の取組を実施している事業者の割合※	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	店	211	309	355	388	300	—	○
フードバンクについての認知度	フードバンクを「知っている」と回答した人の割合	%	43.5	43.1	47.4	46.3	80	—	×

8 ※第五次滋賀県廃棄物処理計画の目標と同様。

1 (4) 目標の達成状況を踏まえた課題

2 ア 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

- 3 ・食品ロス問題の認知度は80%台を推移しており、目標値には達していない。また、食品ロス問題  
4 を認知して食品ロス削減に取り組む消費者の割合は目標付近を推移している。食品ロス削減に取  
5 り組んでいない消費者のうち、食品ロスを認知していない消費者の割合が半数以上を占めている  
6 ため、認知度をさらに向上させ、実行動につなげる取組が必要。
- 7 ・食品ロス問題を認知して取組を行っていない消費者に対しては、行動に移せていない要因を分析  
8 し、実行動を後押していく必要がある。
- 9 ・「三方よしフードエコ推奨店」累計登録店舗数は目標を達成しており、食料品小売店、飲食店、宿  
10 泊施設における食品ロス削減の機運が高まってきていると考えられる。

11 イ 食品ロスの発生量等の実態把握

- 12 ・食品ロスの発生量については、家庭系、事業系共に計画目標値付近を推移しており、微減、微増  
13 を繰り返している。令和5年度実績値は目標を達成している。
- 14 ・食品ロスの発生量は、県民・事業者等の行動により左右されるものであるが、実取組の推進に  
15 向けて粘り強く啓発を続けていくことが重要。

16 ウ 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

- 17 ・フードバンクの認知度については目標値に達していない。消費者庁の「令和3年度食品ロスの認  
18 知度と取組状況等に関する調査」では全国のフードバンクの認知度は43.4%であり、全国と比較  
19 して低い水準であるとは言えないが、フードバンクの認知をさらに向上させ、未利用食品の有効  
20 活用を促進していく必要がある。

1    3 計画の理念と目標、施策の方向性

2    (1) 計画の理念

**三方よしと県民総参加でフードエコ**

- 5    ・食品ロスを削減することで廃棄される食品を減らし、食品の適切な分配、持続可能な生産と消費の  
6    実現、食料生産に必要な資源やエネルギーの過剰な利用の防止、環境負荷の低減につなげる。
- 7    ・食品資源を最大限に活用し、資源の循環を促進することで、サーキュラーエコノミー（循環経済）  
8    への移行を促進。
- 9    ・食品ロス削減には、県民一人ひとりが「我が事」として捉え、理解だけでなく行動に移すことが重  
10   要。
- 11   ・行動変容を促すため、消費者・事業者・関係団体・行政など多様な主体が連携。
- 12   ・「三方よし（売り手よし・買い手よし・環境よし）」の精神を基盤に、誰もが笑顔で「よし!!」とな  
13   る取組を推進。
- 14   ・県民総参加で「フード（食品）」と「エコ（環境保護）」の実践を目指す。

15   (2) 計画の目標

16   **資料2-2**のとおり

19   (3) 施策の方向性

- 20   ・滋賀県廃棄物処理計画等との整合を図りつつ施策を推進。

22   ア 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

- 23   ○県民や事業者が食品ロス削減への理解と関心を深められるよう普及啓発を図り、教育および学  
24   習の振興、啓発および知識の普及を実施。
- 25   ○「食べ残し持ち帰り」の重要性を伝え、県民や事業者の実践を促す。
- 26   ○先進的な取組に関する情報や事例を収集し、食品ロス削減の取組を幅広い世代に情報発信する  
27   ことで、実践の促進を図る。
- 28   ○事業者の食品ロス削減の取組を支援し、消費者の理解促進にも努める。

30   イ 食品ロスの発生量等の実態把握

- 31   ○本県の食品ロスの実態を把握し、効果的な政策実施に役立てる。
- 32   ○食品ロスの見える化や実態調査を通じて、県民が自分の問題として捉えられるようにする。

34   ウ 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

- 35   ○フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの  
36   観点からも有意義な取組であることから、フードバンク活動への理解を促す。
- 37   ○未利用食品の提供と支援が円滑に行われるよう、関係者の連携の強化を図る。

1    4 食品ロス削減の取組

2    (1) 基本的施策

3       第一次計画の施策の方向性を継続しつつ、第2次基本方針に即して食べ残しの新たな取組を積極的に検討・実施。

6       ア 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

7         (ア) 教育及び学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）

8           a 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等

9           b 効果的な普及啓発の実施

10          c 消費者教育との連携

11          d 健康推進員等食育ボランティアとの連携

12          e 学校教育等を通じた取組の推進

14         (イ) 食品関連事業者等の取組に対する支援（法第15条関係）

15           a 削減取組事例等の共有、周知

16           b 事業活動における食品ロスの未然防止等の促進

18         (ウ) 表彰の実施（法第16条関係）

19         (エ) 先進的な取組の情報収集および提供（法第18条関係）

21         イ 食品ロスの発生量等の実態把握

22         (ア) 実態調査の推進（法第17条関係）

23           a 食品ロスの見える化

24           b 食品ロスの発生量の実態調査

25           c 県民等の意識や取組の調査

27         ウ 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

28         (ア) 未利用食品を提供するための活動の支援（法第19条関係）

29           a フードドライブの推進

30           b 災害救助物資（食料）の有効活用

31           c 関係者相互の連携の促進

1 (2) 各主体に求められる役割と取組

2 ア 県民

- 3 ・食品ロスの状況や影響、削減の必要性について把握。
- 4 ・自身が日常生活で排出している食品ロスを適切に把握。
- 5 ・日々の暮らしの中で、自らできる削減行動を考え実践。
- 6 ・消費行動が環境や他国・地域に与える影響を認識。
- 7 ・県や市町の施策に協力し、削減に取り組む事業者の商品・店舗を積極的に利用。
- 8 ・持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援。

9  
10 イ 事業者

11 (ア) 農林漁業者・食品関連事業者

- 12 ・サプライチェーン全体で食品ロスの現状と削減の必要性を理解し、消費者への情報提供・啓発  
13 を推進。
- 14 ・食品廃棄物の計量や発生量の把握、事業活動の見直しを通じて削減の推進。
- 15 ・発生した食品ロスは適切に再生利用し、国・県・市町の施策に協力。

16  
17 (イ) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

- 18 ・食品ロスの現状と削減の必要性を理解し、社内啓発を推進。
- 19 ・災害時用備蓄食料の有効活用（フードバンクへの提供等）を推進。

20  
21 ウ マスコミ、各種団体

- 22 ・県民や事業者の実践行動を促すため、積極的な普及啓発活動を推進。

23  
24 エ 県

- 25 ・食品ロス削減を県民運動として展開するため、推進体制を整備し、多様な主体との連携を強化。
- 26 ・県の特性に応じた施策を策定・実施し、県民・事業者・関係団体・市町の取組を積極的に支援。

27  
28 オ 市町

- 29 ・食品ロス削減推進法に基づき、地域の特性に応じた施策の実施に努める。
- 30 ・国の基本方針および県計画を踏まえ、市町単位での推進計画の策定を検討。

31  
32 5 計画の推進体制および進行管理

33 (1) 推進体制

- 34 ・多様な主体が役割分担のもと連携・協力し、取組を推進。
- 35 ・「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」により、府内の情報共有と施策の検討。
- 36 ・「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」により、関係者が連携し、県全体での取組を推進。

37  
38 (2) 進行管理

- 39 ・施策の実施状況を継続的に点検・確認し、滋賀県環境審議会に報告。
- 40 ・必要に応じて施策の見直しを実施。